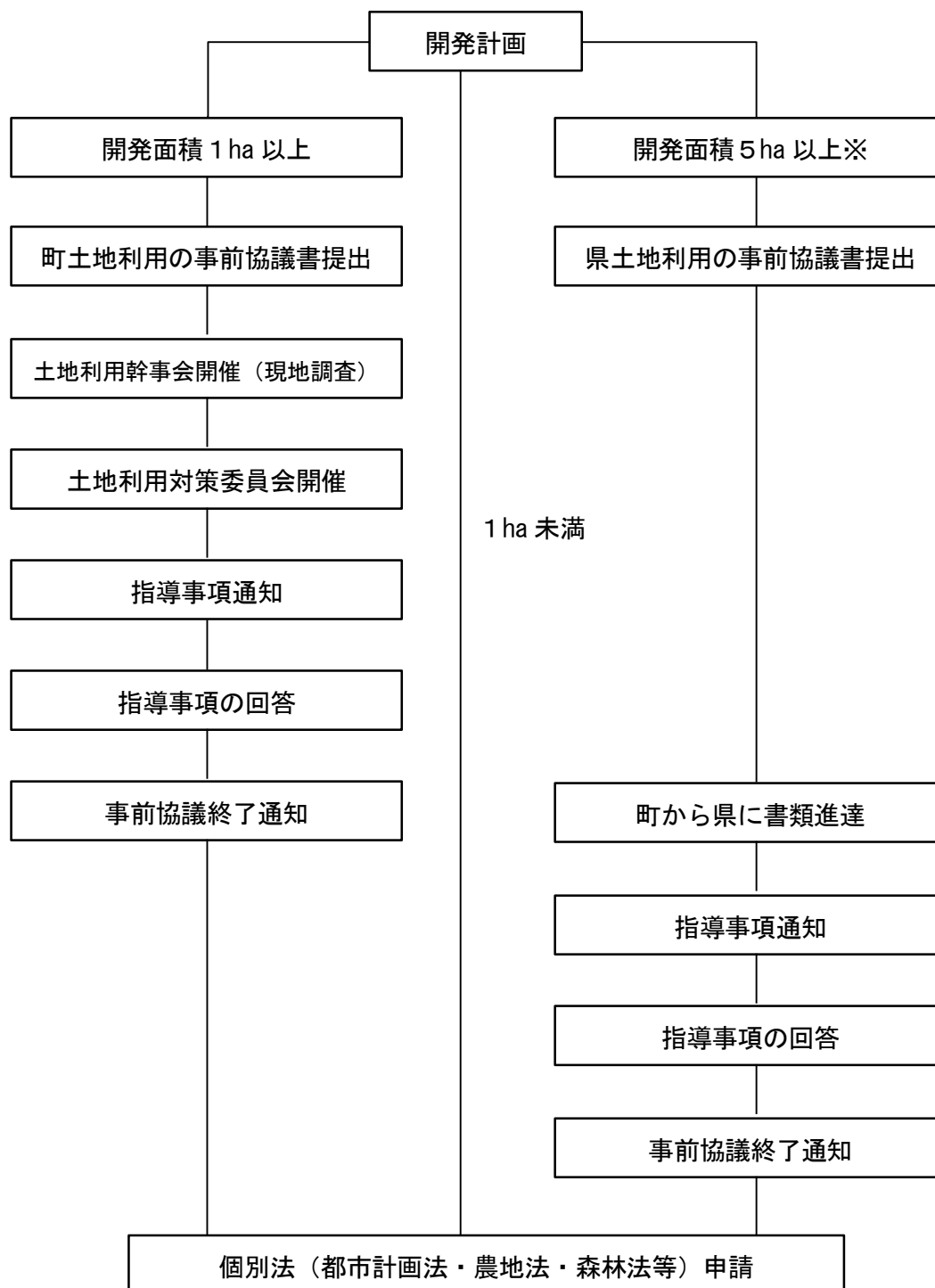


## 《参考》土地利用の事前協議フロー

- 1 ha 以上 5 ha 未満の開発行為については、町の土地利用事前協議のみで個別法申請手続きへ移行
- 5 ha 以上の開発行為については、町の土地利用事前協議のほか、栃木県の土地利用事前協議が必要



※ 国土利用計画法に基づく規制区域、監視区域又は注視区域内の土地にあつては2 ha 以上。

《参考》 開発行為に伴う関係法令等

関係法令等	町担当課	関係機関	関係法令の概要
農地法	農業委員会 TEL 0287-72-6925		現況農地及び台帳地目が「農地」の場合は、農地転用許可が必要です。
農業振興地域の整備に関する法律	農林振興課 TEL 0287-72-6911	栃木県那須農業振興事務所 TEL 0287-23-3141	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内の場合、農用地区域の除外が必要です。現況が山林・原野であっても農用地区域に入っている場合があるので注意してください。
森林法(林地開発)	農林振興課 TEL 0287-72-6913		地域森林計画対象森林区域内において1ha以上の形質変更を行う場合は林地開発許可が必要です。
森林法(伐採届)	農林振興課 TEL 0287-72-6913		地域森林計画対象森林区域内において1ha未満の形質変更を行う場合は伐採届が必要です。
自然公園法	(県立自然公園) 建設課 TEL 0287-72-6907	(国立自然公園) 環境省自然保護官事務所 TEL 0287-76-7512	自然公園特別地域内又は普通地域内における開発行為は、許可又は届出が必要です。
都市計画法	建設課 TEL 0287-72-6907	栃木県大田原土木事務所 TEL 0287-23-6613	湯本・黒田原地区には用途指定があります。(芦野・伊王野地区は都市計画区域外) 都市計画区域内において3,000㎡以上、都市計画区域外においては10,000㎡以上から開発許可が必要です。
建築基準法	建設課 TEL 0287-72-6907	栃木県大田原土木事務所 TEL 0287-23-6615	既存の別荘分譲地の中には、道路位置指定を受けていない場合があるので注意してください。
道路法	建設課 TEL 0287-72-6914	栃木県大田原土木事務所 TEL 0287-23-6613	町県道に埋設管等を設置する場合や、乗入口を設置する場合は許可が必要です。
河川法		栃木県大田原土木事務所 TEL 0287-23-6613	一級河川に排水を放流する場合や河川区域等に工作物を設置する場合は許可が必要です。
消防法		那須消防署 TEL 0287-72-1215	消防法に基づく消火栓等の消防水利の確保について、事前協議が必要です。
国有財産法	建設課 TEL 0287-72-6914		普通河川に排水を放流する場合や工作物を設置する場合は許可が必要です。また、認定外道路を開発区域内に含める場合は同意が必要です。
那須町屋外広告物条例	建設課 TEL 0287-72-6907		屋外看板を設置する場合は許可が必要です。規制内容は、地域により異なります。

関係法令等	町担当課	関係機関	関係法令の概要
那須町景観条例	建設課 TEL 0287-72-6907		良好な景観を維持するため、一定以上の行為を行う場合は、着工 30 日前までに届出が必要です。
とちぎふるさと街道景観条例	建設課 TEL 0287-72-6907		県道矢板那須線及び湯本小島線の池田交差点以北の両側 50m の区域は許可が必要です。
那須町地域内における建築物の規制にかかる指導要綱	建設課 TEL 0287-72-6907		町内の地域（用途無指定地域）により、建築物の高さ等に関する指導を行っています。
環境基本法 （大気・水質・騒音 振動・悪臭等）	環境課 TEL 0287-72-6916	栃木県県北環境森林事務所 TEL 0287-22-2277	特定施設に該当する場合は、届出が必要です。
土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	環境課 TEL 0287-72-6916	栃木県県北環境森林事務所 TEL 0287-22-2277	他の土地から土砂等を搬入して 1,000 m <sup>2</sup> 以上の盛土等を行う場合は手続きが必要です。また、3,000 m <sup>2</sup> 以上の場合は県条例による手続きが必要です。
産業廃棄物の処理に関する指導要綱	環境課 TEL 0287-72-6916	栃木県県北環境森林事務所 TEL 0287-22-2277	産業廃棄物処理施設を設置する場合は事前協議が必要です。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境課 TEL 0287-72-6916	栃木県県北環境森林事務所 TEL 0287-22-2277	廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）の適正処理を行ってください。
那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備事業との調和に関する条例	環境課 TEL 0287-72-6916		太陽光発電設備を設置する場合は、設置する場所において抑制区域、抑制区域外を定めており、それぞれの区域や発電規模に応じて届出または許可が必要です。
大規模小売店舗立地法	観光商工課 TEL 0287-72-6918	栃木県経営支援課 TEL 028-623-3175	店舗面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える場合は届出が必要です。
工場立地法	観光商工課 TEL 0287-72-6918		特定工場（敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上）の場合は届出が必要です。
給水条例	上下水道課 TEL 0287-72-6920		町営水道を利用する場合は、事前協議が必要です。
埋蔵文化財	生涯学習課 TEL 0287-72-6923		文化財指定の有無を確認してください。
栃木県土地利用に関する事前指導要綱	企画政策課 TEL 0287-72-6906	栃木県地域振興課 土地利用調整班 TEL 028-623-2267	開発面積が 5ha 以上（国土利用計画法に基づく規制区域、監視区域又は注視区域内の土地にあつては 2ha 以上）の場合は、栃木県土地利用の事前協議が必要です。
国土利用計画法	企画政策課 TEL 0287-72-6906		5,000 m <sup>2</sup> 以上の土地売買等を行う場合は、事後届出が必要です。（都市計画区域外は 10,000 m <sup>2</sup> ）

那須町地域内における建築物  
の規制にかかる指導要綱区域図

